

# 任意団体 BLUE CARBON SOUND 会則

## 第1条 名称

本会は「ブルーカーボンサウンド」と称する。

## 第2条 所在地

本会の主たる事務所は、神奈川県横浜市金沢区とする。

## 第3条 目的

本会は、ブルーカーボン生態系を中心に、気候変動に関する理解と共感を深めることを通じて、地域に根ざした生涯学習と持続可能な社会づくりに貢献することを目的とする。

特に、生活感覚から逸脱しない「感情的な理解」を重視し、未来世代と社会に新たな気づきや行動のきっかけの提供を目的とする。

## 第4条 活動

本会は、前条の目的を達成するために、以下を含む事業を行う。

1. ブルーカーボンに関する映画・映像作品への字幕制作、字幕翻訳ボランティアの募集および育成支援、字幕制作に関する教育・研修・勉強会の開催、関連する映画上映会、イベント、ワークショップの企画・実施、翻訳・字幕作成を通じた国際的な環境啓発活動、その他、目的達成に必要な関連事業
2. ブルーカーボン及び気候変動関連の事象や対策に対する感情的理解を促進するためのアート活用、楽器作成や演奏のワークショップ、その他関連事業。

## 第5条 会員

1. 本会の目的に賛同し、活動に参加する個人は会員となることができる。
2. 会員は、ボランティアとして字幕制作およびその他の 関連活動に協力する。

## **第6条 役員**

1. 本会には次の役員を置く。
  - (1)代表 1名(本会を代表し、会務を統括する)
  - (2)副代表 1名(代表を補佐する)
  - (3)協力役員 2名(必要に応じて協力・助言を行う)
2. 代表は、会計を兼任することができる。
3. 役員は、会員の中から選任し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## **第7条 会議**

1. 代表は、必要に応じて会議を開催し、活動方針や重要事項について協議する。
2. 必要事項の決定は、出席役員の過半数の同意をもって行う。

## **第8条 会費および財源**

1. 本会は、原則として会費を徴収しない。
2. 活動に必要な費用は、助成金、寄付金、協賛金等をもって充てる。
3. 新入会員や役員の提案により会費や入会金を新たに設ける場合は役員の過半数の決議による。

## **第9条 規約の改正**

この規約は、役員の過半数の同意をもって改正することができる。この規約に定めのない必要事項は代表が定める。

## 第10条 解散

本会は、役員全員の同意により解散することができる。解散時の残余財産は、環境保護活動に資する団体に全額を寄付する。

## 附則

この会則は 2025 年6月より施行する

### 役員名簿

当団体の設立時の役員氏名及び住所は、次のとおりである。

(ボランティア募集のための一般的公開資料のため割愛)